

# 日本脳炎の特例措置対象者について

※計4回の接種が必要です。特例措置対象者となる人は、接種の方法が異なります。詳しくは、すこやか生活課（TEL：581-0201）まで

## 【特例措置対象者】

平成17年度～平成21年度までの積極的な勧奨の差し控えにより、接種の機会を逃してしまった人です。接種機会が設けられています。

■次の方は【特例措置対象者】となり、接種方法が異なります。

特例措置対象者	平成23年5月19日までの接種歴	その後の接種方法
平成19年4月1日以前生で 20歳になる1日前までの人	全く接種していない	1回目と2回目：6日以上の間隔をあけて接種(望ましいのは、6日～28日の間隔) 3回目：2回目から6か月以上あけて接種(望ましいのは、おおむね1年後) 4回目：9歳以上で3回目から6日以上間隔をあけて接種
	1期のうち1回のみ接種済	2回目と3回目：6日以上の間隔をあけて接種 4回目：9歳以上で20歳になる1日前までに、3回目から6日以上間隔をあけて接種
	1期のうち2回接種済	3回目：2回目から6日以上の間隔をあけて接種 4回目：9歳以上で20歳になる1日前までに、3回目から6日以上間隔をあけて接種
	1期のうち3回接種済	4回目：9歳以上で20歳になる1日前までに、3回目から6日以上間隔をあけて接種

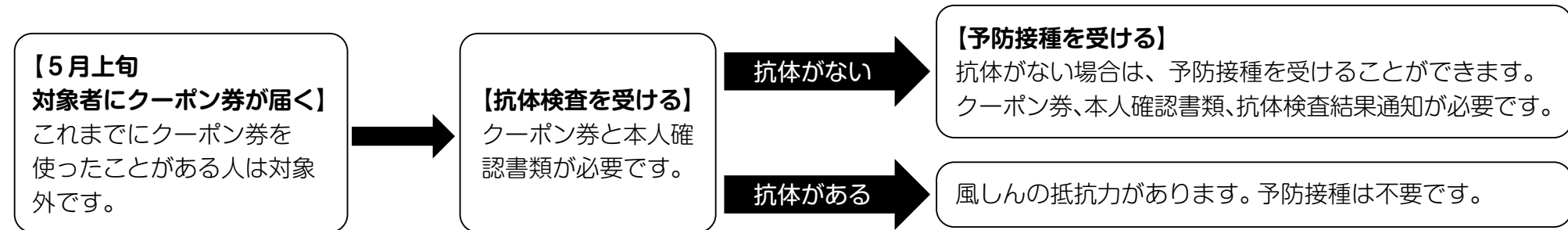
# 風しんの追加的対策について

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性へ

■風しん抗体検査・予防接種を公費で受けられます。

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性は、過去に公的に風しんの予防接種が行われていないため、抗体が低い可能性があります。風しんは、成人がかかると症状が重くなることがあります。また、妊娠初期の妊婦さんに感染させてしまうと、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が起きることがあります。

対象となる男性には無料で抗体検査や予防接種ができるクーポン券を送付しています。クーポン券が届いた人は是非この機会に抗体検査や予防接種を受けてください。詳細は市ホームページをご覧ください。



※本表は、令和5年2月1日現在で作成しています。今後内容等に変更が生じることがあります。